

## 第4回子ども・子育て会議 議事録（要約版）

会議名	平成26年度 第4回南島原市子ども・子育て会議
日時	平成26年12月10日（水） 19:30～20:50
場所	南島原市役所有家庁舎2階会議室
出席委員	12名

議題説明内容	意見・質問等	事務局回答
<p>①「保育料」及び「すこやか子育て支援事業」について（資料1）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>●新制度に基づく保育料及びすこやか子育て支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育料」及び「すこやか子育て支援事業」について、議会に説明済み。</li> <li>・新制度における認定区分（1号、2号、3号）</li> <li>・「すこやか子育て支援事業」の拡充 27年度からは小学4年生から数え、第2子目を半額。</li> </ul> <p>●公立幼稚園の保育料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度に伴う保育料は、保護者の市民税に応じた負担額を基本とし、公立も私立と同額とする予定。</li> <li>・通園バスは、現行のバスルートを拡大し、</li> </ul>	<p>◎すこやか子育て支援は自分も該当するのうれしく思う。</p> <p>◎前回からの続きで今回も分かりやすかったのと、保育料も安くなっているのを助かる。</p> <p>◎通園バスについて、これは各園についてのことか。</p> <p>◎だいが市の費用が増えるのではないか。</p>	<p>これは、南島原市立の幼稚園、北有馬幼稚園の通園バスについてのことで、これまで北有馬周辺だけの運用でしたが、新制度になってから利用希望があれば、市内全域で利用できるように検討しているということです。</p> <p>保育園だけで年間の運営費が16億円ほど掛っております。そのうち、保育料を除いた市の負担分が1億2～3千万円、すこやか子育て事業で3千万円強、それから今回の第2子目の半額分で約1</p>

<p>各町で全園児が利用できるように検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預かり保育において、土曜日や長期休業日については預かり保育料を別途徴収する予定。</li> </ul>	<p>◎保育料の市民税の所得割りについてはどのくらい減るか。</p> <p>◎所得割りは、夫婦とか親とかどうやってみられるのか。</p>	<p>千万円となっております。</p> <p>このように子育て支援というのは、お金が掛かりますが、各家庭が少しでも楽になればと考えております。</p> <p>約半分はそのまま、若干は上がる可能性もあります。4割強の方は下がる可能性があります。階層がさがることによって保育料が下がる方がおられると思います。</p> <p>基本的に夫婦でみて、夫婦合算で計算します。保育料は年度の途中で見直しがあり、4月から8月までは前年度の市民税で見ますが、9月以降はその年度の市民税で見ることになります。</p>
<p>②利用定員の設定について</p> <p>●利用定員の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員は、教育・保育施設の設置者などからの申請に基づき、市町村が施設型給付の対象として確認を行う際に、定めるもの。</li> <li>・利用定員は原則として認可定員を超えない範囲で利用状況を反映して設定する必要がある</li> </ul>	<p>◎利用定員と認可定員は、4月当初からひとりも超えることを許さないということか。</p> <p>島原市や雲仙市など、他の市では弾力運用を行っているなどの情報はないか。</p>	<p>島原市も雲仙市もまだ確定していないということですが、少なくとも、この3市は統一する必要があると考えます。島原市も雲仙市も年度当初から超えるのは適当ではないと考えていると伺っております。</p>

る。

- ・利用定員は、確認を受けた教育・保育施設等において質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要があることから、市町村では、各施設の最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に設定する必要がある。
- ・利用定員と認可定員の関係は、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る施設については、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して利用定員を設定すること。  
その際、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。
- ・実際の利用者が認可定員を超えるような施設については、認可権者において、認可基準を満たすよう指導監督を行うとともに、利用実態に応じた認可定員に変更すること。
- ・利用定員の合計は1号認定が190人、2号認定が1,033人、3号認定が837人。
- ・子ども・子育て支援事業計画（案）における量の見込みとして1号認定が88人、2号認定が914人、3号認定が665人。

### ③利用調整について

- ・第1に、保育所ごとに、「保育の必要度」が高い順に選考する。  
基本点数が同点の場合は調整点数により調整。
- ・第2に在園児とその在園児の兄弟姉妹については、最優先に入所。  
在園児の兄弟が4月当初に入所を希望した場合は、その時に利用定員を超えていても特例として認める。
- ・兄弟以外の入所希望があつて、利用定員を超えていた場合は、利用調整をして第2、第3希望の保育園への入所とする。  
ただし、第2、第3希望が全て旧町の施設で、かつ全ての保育園が利用定員を超えている場合は、まず、隣接町の保育園に入所が可能かどうか打診し、その隣接町への入所を拒む場合は、特例として、町内の入所を認めることとする。
- ・その入所を認める条件として、まず、その施設が来年度は利用定員を上げること、次に、突発的に増加した施設を優先するために、ここ数年の利用定員増加幅が最も大きい施設を

◎幼保連携型のこども園と保育園では利用調整の考え方が違うのか。

◎利用調整については強制力があるか。

◎利用定員を超えると予想されているところがあるか。

◎特例の中にある障害児保育についてはどのような場合か。

認定こども園の保育部分と保育所については、市で利用調整をしますが、幼稚園部分と幼稚園についてはその施設で利用調整ということになります。利用定員については保育所と同じ考え方です。

あります。基本的には利用定員を超えてはならないという規定があります。特例として市が認める要件に合えば利用定員を超えて入所ができるものとされておりま。

過去3年間ぐらいの実績を基にして設定していただくよう各園にお願いしてありますが、4月の時点で入所児童が定員を超えそうな園には利用定員を増やすようお願いしております。利用定員については、各園の運営費に影響するところがありますので、難しいところですが、そのためにも市としてはできるだけ特例を設けて対処したいと考えております。

障害児保育は全ての園でされているわけではありません。そういう障害児保育をされている園について、障害児保育の申し込みがあった場合は優

優先的に入所とする。

・利用定員を超える施設においては、市が定めた特例要件に当てはまる場合は入所を認めることとし、その特例要件については、次のとおり。

- ①きょうだい入所
- ②保育士の職場復帰による新規入所（市内の保育士不足を考慮）
- ③DV
- ④虐待（虐待により施設に保護された児童が、施設から保育所等を利用する場合を想定）
- ⑤災害復旧にあたっている者及び災害により避難している者（親類等を頼りに避難してきた人が親類と同じ施設を希望する場合等、考慮すべき理由がある場合。）
- ⑥施設利用中の保護者の就労状況の変化（認定こども園1号→2号・2号→1号）
- ⑦疾病・ケガによる長期欠席により退所した児童の再入所
- ⑧母の里帰り出産による長期欠席により退所した児童の再入所
- ⑨育児休暇取得により家庭保育が可能となった退所児童の際入所及び兄弟の新規入所
- ⑩小学校就学前の年長児童の新規入所（小

◎障害児保育をやっているということが市民へ分かるようになっているか。

◎障害児保育の障害児とは認定されている者ということか。

◎気になる子とかは入らないのか。

◎特例要件のその他市長がみとめるものは、そのつどあった場合に協議して市長が認めるということになるのか。

◎⑧に「母の里帰り出産による長期欠席により退所した児童の再入所」とありますが、他の市から母が里帰り出産で来られた場合はどうなるか。

先ずということです。

資料8の入所のしおりの最後のページに平成27年度の教育保育施設一覧表を載せておりますが、そこに各施設で行っているサービス事業が書いてあります。障害児保育についてはこれに載せておりませんでしたので、載せる方向で検討します。

基本的には手帳を受けている者など、公的機関の発行しているもので証明できる者となります。

検討させてください。

特例要件の①から⑫に順ずるものとして市長が認めるものということです。

一時預かり保育となります。

<p>学校区内の全ての保育所・認定こども園が利用定員に達している場合。)</p> <p>①障害児保育 ②ひとり親 ③その他（市長が認めるもの）</p> <p>・教育部分の利用調整は各施設で行うこととする。</p> <p>④利用者及び事業者への周知について</p> <p>・12月に自治会長から各世帯に配布予定。</p> <p>・保育を必要とする理由については、保護者のいずれもが次の「保育を必要とする理由」に該当することが必要。</p> <p>・その理由とは、就労、妊娠、出産、保護者の疾病、障害、同居または長期入院等している親族の介護、看護、災害復旧、休職活動、就学、職業訓練、虐待やDVのおそれがある場合、育児休暇取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、その他それに類する状態として市長が認める場合。</p>	<p>◎支給認定の申請書や申し込みの申請書はできているのか。</p> <p>◎保育の必要量で、在籍している児童については不利益なことをしないとなっているようだが。</p> <p>◎延長保育の料金ですが各園でばらばらとな</p>	<p>この会議の後、保育所などの施設への説明会で説明した後に各施設へお持ちしたいと考えております。</p> <p>現在、在籍している児童については、保育の必要量の基準で保育短時間となる場合でも、本人が希望すれば、保育標準時間で認定できるようになっております。また、在園児のきょうだいについても、不利益にならないように検討していきます。</p> <p>市としては、お願いということですが、例えば</p>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を利用できる時間として、保育を必要とする時間に応じて「保育標準時間」か「保育短時間」に区分。</li> <li>・保育標準時間はフルタイム就労を想定した利用時間で、1日の利用可能時間が最長で11時間。想定される月の就労時間は120時間以上。</li> <li>・保育短時間はパートタイム就労を想定した利用時間で、1日の利用可能時間が8時間、想定される月の就労時間は48時間以上120時間未満。</li> <li>・保育料は、保護者（父・母）の市民税額の合計額で決定される。ただし、保護者の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主催者である祖父又は祖母の税額まで保育料決定の算定対象となる。</li> <li>・保育料は、年度の初日（4月1日）現在の年齢で決定され、年度途中で保育料は変わらない。</li> <li>・すこやかこそだて支援事業で、平成27年度からは、小学4年生以下の子どもで第2子目の保育料を半額にする予定。</li> </ul>	<p>っているが、市で統一ということとはできないか、考慮していただきたい。</p>	<p>保育会等で統一していただけないかどうかと考えております。最終的には各園の判断となりますが、保育会に、そのことは「お願い」という形で投げかけたいと思っております。</p>
--	---	---

<p>・地域子ども・子育て支援事業は、現在特別保育事業として行っている事業と同じ。 希望する場合は、直接施設へ申し込み。</p> <p>・「母子世帯」と「在宅障害児がいる世帯」の保育料は、通常の保育料より減額して設定。</p>		
---	--	--